

条例制定の背景と目的について

【条例制定の背景】

【国】障害者の権利実現、差別解消、共生社会の実現への動きを着実に前進させつつある

- ・ 障害者基本法の改正をはじめとする国内法を整備
- ・ 障害者の権利に関する条約を批准
- ・ 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行

【県】共生社会の実現を目指し、様々な取組を進めている

- ・ 地域で生活する重い障害のある人への支援の充実
- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 特別支援学校の未設置地域の解消や高等部の整備など特別支援教育の充実

しかし今なお、障害を理由とする差別や社会的障壁は存在している。

- ◆ 県として、共生社会の実現に向けた流れを一層確実なものとする必要がある。
- ◆ 県全体で、連携・協力の輪を広げながら、理解を広めていく必要がある。

共生社会の実現に向け、障害に対する理解を広げ、障害を理由とする差別を解消するための取組をより一層確実なものにするために、条例を制定する。

＜共生社会＞

- ・ 全ての人々が障害のある人の置かれた環境を十分に理解し、
- ・ 差別や偏見をなくし、理解と認識を深め、
- ・ 障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、
- ・ 障害のある人が地域で安心して生活し、
- ・ 障害のある人もない人も、共に支え合って暮らす社会

【条例の目的】

- 取組を進める上での「基本理念」を定める
- 「県の責務、市町村・県民・事業者の役割」を明らかにする
- 「県の施策の基本的な方向性」を定める